

1 日 時 令和6年（2024年）9月20日（金） 午前10時00分～午前10時40分

2 場 所 道庁別館5階 石狩振興局大会議室

3 出席者

（1）委員及び特別委員

部会長 近 藤 弘 毅（北海学園大学経営学部教授）

副部会長 田 村 愛 美（税理士スクエア会計事務所税理士）

特別委員 板 東 雄 介（小樽商科大学商学部教授）

特別委員 藤 井 美智子（（一社）北海道開発技術センター 調査研究部 首席研究員）

特別委員 津 軽 祐 一（岩見沢市経済部中心市街地活性化推進室中心市街地活性化推進係）

特別委員 林 昭 雄（小樽建設事業協会事務局長）

（2）事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長

田 中 尚

石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長

藤 田 幸

石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任

安 達 伸 彰

石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事

成 田 圭 吾

空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任

鮫 島 優 也

空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事

神 保 響 太

後志総合振興局産業振興部商工労働観光課長

松 井 融

後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事

金 家 里 奈

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・「千歳市北信濃複合商業施設」の法第5条第1項（新設）の届出について
- ・「DCMニコット南幌店・ツルハドラッグ南幌店・ラッキー南幌店」の法第6条第2項（変更）の届出について
- ・「スーパーセンタートライアル塩谷店」の法第5条第1項（新設）の届出について

6 議事要旨

事務局から各審議案件概要は前部会から内容が変わっていないため、概要説明は省略する旨説明した。

（1） 部会長から「千歳市北信濃複合商業施設」の法第5条第1項（新設）の届出について、次の発言があった。

（部会長） 前部会及びその後において質疑が特になかったが、改めて質疑はないか。なければ、「千歳市北信濃複合商業施設」の新設届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別紙のとおり答申することの良いか。

（全員） 異議なし。

(部会長) 別紙「千歳市北信濃複合商業施設」のとおり答申することに決定する。

- (2) 事務局(空知総合振興局)から、「DCMニコット南幌店・ツルハドラッグ南幌店・ラッキー南幌店」の法第6条第2項(変更)の届出について、事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

(質疑) 計画店舗周辺の地図を確認すると、隣接する保育園と繋がっている道路を一部潰し、店舗を建設しているように見えるが、この道路は通行できないようになっているのか

(回答) 当該道路は整備されていない砂利道であり、保育園側には通り抜けができないよう柵が設置されている。また、今後当該道路を整備する予定はない旨、南幌町に確認をとった。

イ 発言

(部会長) 今の説明について、改めて質疑はないか。なければ、「DCMニコット南幌店・ツルハドラッグ南幌店・ラッキー南幌店」の変更届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別紙のとおり答申することで良いか。

(全員) 異議なし。

(部会長) 別紙「DCMニコット南幌店・ツルハドラッグ南幌店・ラッキー南幌店」のとおり答申することに決定する。

- (3) 事務局(後志総合振興局)から、「スーパーセンタートライアル塩谷店」の法第5条第1項(新設)の届出について、事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

(質疑1) 店舗裏側の市道は狭く、搬入車両もあるため、出入口②で自動車の停滞が懸念される。そのため、荷さばき時間帯を24時間から変更した方がよいのではないか。

(回答) 搬入車両の出入りは出入口①のみであり、出入口②の利用はしないため出入口②での搬入車両による来客車の停滞は発生しない。また、届出では荷さばき時間を24時間としているが、店舗繁忙時間帯及び深夜1時~4時には搬入しない計画としている。しかし、取扱商品の特性や天候により、搬入時間がずれることも考えられるため荷さばき時間を24時間として届出を行っている。何か問題が発生した際は、従業員による速やかな誘導を図る。

(質疑2) 火事等のトラブルが発生した場合、計画店舗は、敷地面積は広いものの自動車避難できる出口は出入口①のみ。広い道路に避難できる国道側の出入口を2箇所を増やすことはできないか。

(回答) 検討を行ったが、国道は北から南に下っている坂道であるため出入口①以外の位置に設置した場合、出入口が急な坂道となり、特に冬場危険な

状態となる。また、2 つ目の出入口周辺の敷地をスロープとして造成しなければならぬため、必要となる駐車台数の確保が難しくなることから現行の1カ所のみとした。出入口①の幅員は搬入車両が通行するため、一般車両のみの利用より広がっているほか、店舗敷地と道路がほぼフラットとなっている出入口①とあわせて出入口②からも退避することができる。問題が発生した場合は、従業員による速やかな誘導を図る。

イ 質疑・発言

(委員 A) 住民から要望が出ているものに対しては、審議会に対して報告だけでなく、住民に見える形で残していかなければ、理解が得られないのではないか。

(事務局) 設置者にその旨伝える。

(委員 B) 騒音対策について、外部に対して対策を講じていくのはもちろんだが、限界があるので、内部でも騒音を下げよう努力を続ける必要があることにもご留意いただきたい。

(事務局) 設置者にその旨伝える。

(委員 C) 答申文では「冬季における除排雪を行うよう市道の除排雪を行うように小樽市に働きかける」とあるが、設置者も協力するよう要請したい。

(事務局) 設置者にその旨伝える。

(部会長) 他に発言はないか。なければ、「スーパーセンタートライアル塩谷店」の新設届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別紙のとおり答申することで良いか。

(全員) 異議なし。

(部会長) 別紙「スーパーセンタートライアル塩谷店」のとおり答申することに決定する。

(4) 次回の審議会開催日程について説明を行った。

7 その他

審議会答申文及び審議案件に関する概要は別添のとおり